



令和4年1月20日 総務局情報経営部 業務改革推進課 電話245-5030 内線2164

## 市役所への手続の約8割がオンラインで可能となります!

市役所への手続のオンライン化について、令和3年度中に、年間手続件数の約8割に相当する 手続がオンラインでも可能となる見込みですので、お知らせします。

#### 1 趣旨

本市では、令和2年3月に発出した「ちばしチェンジ宣言!」に基づき、市民の皆様が市役所に対して行う各種手続のオンライン化を推進しており、令和3年度中に、年間手続件数(令和元年度ベースで約440万件)の約8割に相当する手続がオンラインで可能となる見込みです。

これからお引越しの手続等で窓口が混み合う時期を迎え、通常より各種手続にお時間をいただくことが多くなりますので、来庁不要で待ち時間のないオンライン申請をぜひご活用ください。

# 2 現在オンラインで可能な主な手続(下線の手続は令和3年度にオンライン化したもの)

- ・住民票の写しの交付申請
- ・印鑑登録証明書の交付申請
- ・戸籍謄抄本の交付申請
- ・戸籍の附票の写しの交付申請
- ・転出届※

※住民異動に関する手続については、ファストレーン(インターネットから事前申請を行うことで、窓口で届出書の記載が不要となり、署名のみで済むほか、優先的にお呼び出ししてスムーズに手続を済ませるサービス)がご利用できます。

詳細は、https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kusei/denshishinsei.htmlをご参照ください。

- ・千葉市立学校への欠席遅刻連絡
- · 自転車駐車場定期利用事前受付(次年度分)

## 3 ちば電子申請サービスの利用方法について

本市では、主に「ちば電子申請サービス」によりオンライン申請を受け付けております。 下記URLにアクセスし、ご利用ください。

### 【ちば電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList\_initDisplay.action

※ 詳細は、別紙「手続のオンライン申請の流れ」のとおり